



熊 賃 審 発 第 13 号

令 和 7 年 9 月 4 日

熊本労働局長

金谷 雅也 殿

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世

熊本県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月15日付け熊労発基 0715 第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、熊本県最低賃金専門部会から、業務改善助成金等の生産性向上支援や価格転嫁対策等、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が図られることについて、当審議会から熊本労働局長に対して建議が行われるよう要望がなされたところである。

このため、次回開催する当審議会において建議することを申し添える。



熊本県最低賃金

- 1 適用する地域
熊本県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 034円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年1月1日